

国際茅葺会議日本大会 動画デジタルマーケティング業務委託仕様書

第1 事業の目的

令和元年5月19日に行われる「世界の茅職人とつなぐ結の屋根葺き」イベントに際して、白川村の屋根葺き技術の伝承及び国際イベントの告知と理解促進を図るため、国内外向けの動画を作成しプロモーションを行うことで、白川村のブランド認知度を高め、魅力の深化を図る。

第2 契約期間

契約締結日から令和元年10月31日（木）までとする。

第3 業務内容

「世界の茅職人とつなぐ結の屋根葺き」を通じた白川村の屋根葺き技術を伝える動画の制作

(1) 基本的な業務内容

伝統的建築や史跡に関心が強いターゲットに訴求する動画を制作し、SNS（YouTube や Facebook、Instagram 等）で拡散のうえ、白川村の世界に誇る伝統技術を世界へ発信し、デジタルマーケティングを行う。

(2) ターゲット

- ・欧米豪の訪日旅行者層（訪日旅行のボリュームゾーン）を対象とする。なお、ターゲットの具体的な内容やセグメントについては、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、白川村と受託者が協議の上、決定するものとする。
- ・上記に述べた 関心の有無に関わらず、村の伝統技術認知の向上を目的とすること。

(3) ターゲットに応じた動画コンテンツの作成業務

ア) 動画の言語

- ① 動画タイトル等は、内容を的確に表現したタイトルデザインとし、制作した動画上へ配置を行うこと。タイトルの言語は英語とする。
- ② 出演者の音声や、ナレーション、キャプションなど言語情報を入れる場合、使用言語は英語とし、ネイティブチェックを受けること。ネイティブチェックの費用は委託費の中に含むものとする。

イ) 動画のテーマ、構成

動画はブランド理解促進を目的としたストーリー性のあるテーマを設定とするものとする。

ウ) 動画の条件

- ① 本動画において撮影したデータを編集することも可とする。
- ② 画面比は16：9とする。4K（3840×2160）動画など、高解像度に対応する機材で撮影を行うこと。
- ③ ドローンなど、動画制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような動画に仕上げること。
- ④ 撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは、受託者において行うこと。
- ⑤ 動画の再生時間は30秒～1分の間とする。

- ⑥ 制作本数は1本以上とすること。
- ⑦ 動画制作にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は受託者が行うこと。
- ⑧ 音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を活用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者が行うこと。
- ⑨ 出演者を起用する際は肖像権などの問題が発生しないようするものとし、権利処理が必要な場合は手続き等を受託者が行うこと。
- ⑩ 動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ⑪ パソコンや、タブレット、スマートフォンでの再生を前提とし、ウェブサイト（白川村観光情報サイト等）やSNS（YouTube, Facebook, Instagram等）で再生可能なファイル形式とすること。

エ) 撮影・制作

- ① 撮影場所：欧米豪市場に訴求する内容を提案すること。
- ② 撮影者：国際大会を世界に発信するため、国際的な映像分野での実績があるシネマフォトグラファーを採用すること。
- ③ 取材先との調整は原則として受託者が行うものとする。
- ④ 取材にかかる費用（機材・旅行経費）は委託費に含むものとする。
- ⑤ 動画撮影期間中にポスター用の画像（A0サイズ想定、素材10点）を同時に納品すること。

オ) 動画データの納品

- ① 納入媒体
フルハイビジョン形式の動画データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した動画データを納めたDVD等 2枚
イベントの様子を撮影した高解像度画像データ 10点
- ② 納期
2019年10月31日（木）
- ③ 納入先
岐阜県大野郡白川村鳩谷517番地
国際茅葺会議白川村実行委員会 会長 和田茂
（白川村役場観光振興課内）

(4) 動画広告・ウェブサイト誘導等業務

ア) 基本的な業務内容

上記「第3 「世界の茅職人とつなぐ結の屋根葺き」を通した村の屋根葺き技術を伝える動画の制作業務」で作成した動画コンテンツについて、話題性、拡散性等を確保するため、動画共有サイトサービスに掲載の上、動画広告等の実施により、白川村観光情報サイトへの誘導を行うものとする。

イ) 動画配信

動画共有サービスに掲載した動画がインターネット上で広く視聴されるよう、広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる工夫を行うこと。

ウ) 動画の視聴回数目標

- ① 動画の視聴回数は3万回を目標とすること。
- ② 目標を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

第4 業務実施計画書の提出

- 1 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、白川村観光振興課に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに白川村の承認を受ける。
- 2 受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しない。

第5 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の1及び2の書類を提出すること。

(1) 事業報告書

「世界の茅職人とつなぐ結の屋根葺き」を通した白川村の屋根葺き技術を伝える動画の制作」にて実施した広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）を含むこと。

(2) 委託業務完了届

第6 支払条件等

- 1 受託者は、前条の規定による業務完了届を提出し、村の検査に合格した後、所定の手続きに従って契約金額の支払いを村に請求するものとする。
- 2 受託者は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
- 3 受託者は、契約金額の前払金の支払いを村に請求することができる。村は、受託者から前払金の請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金を支払うものとする。

第7 著作権等に関する事項

別記「著作権等取扱特記事項」による。

第8 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、白川村と協議のうえ、その一部を委託することができる。

3 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、白川村個人情報保護条例並びに白川村村個人情報保護条例施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

4 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

5 立入検査

白川村は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

6 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

第9 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消しができる。その場合、白川村に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

第10 「契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

第11 その他

- 1 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- 2 本委託業務の実施にあたっては、白川村や関係自治体と十分に協議した上で行うこと。